

松江市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

松江市税賦課徴収条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表(第 5 条関係)			別表(第 5 条関係)		
様式名	根拠条文	番号 様式	様式名	根拠条文	番号 様式
略			略		
納付書兼領収済通知書(軽自動車税 ____再発行用)		様式第 6 号の 3	納付書兼領収済通知書(軽自動車税 種別割 再発行用)		様式第 6 号の 3
略			略		
軽自動車税____ ____納税通知書	法第 463 条の 18	様式第 24 号	軽自動車税(種別割)納税通知書	法第 463 条の 18	様式第 24 号
軽自動車税____ ____納税通知書(口 座振替用)	法第 463 条の 18	様式第 25 号	軽自動車税(種別割)納税通知書(口 座振替用)	法第 463 条の 18	様式第 25 号
略			略		

様式第 6 号の 3 中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

様式第 24 号中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

様式第 25 号中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。